

別表「日常生活用具」

種 目	対象者	性 能	耐用年数	基準額 (円)	
介護訓練支援用具	(介)特殊寝台	在宅であって、下肢又は体幹機能障害 2 級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8 年	154,000
	(介)特殊マット	在宅であって、下肢又は体幹機能障害 1 級(常時介護を要する者に限る)知的障害の程度が重度又は最重度の者(それぞれ原則として 3 歳以上)	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5 年	19,600
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級(常時介護を要する者に限る)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5 年	67,000
	入浴担架	在宅であって、下肢又は体幹機能障害 2 級以上(入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。原則として 3 歳以上)	障害者(児)を担架に乗せたままりフト装置により入浴させるもの。	5 年	82,400
	体位変換器	在宅であって、下肢又は体幹機能障害 2 級以上(下着交換に当たって、家族等他人の介助を要する者)	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5 年	15,000
	移動用リフト	在宅であって、下肢又は体幹機能障害 2 級以上(原則として 3 歳以上)	介護者が障害者(児)を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4 年	159,000
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(18 歳未満のみ。ただし原則として 3 歳以上)	原則として付属のテーブルをつけるもの。	5 年	33,100
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(18 歳未満のみ。ただし原則として学齢児以上)	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8 年	159,200
自立生活支援用具	入浴補助用具	在宅であって、下肢又は体幹機能障害者(児)であって、入浴に介助を必要とする者(原則として 3 歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	90,000

別表「日常生活用具」

便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(原則として学齢児以上)	障害者(児)が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	便器 手すり 4,450 5,400
頭部保護帽	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者 ・知的障害の程度が重度又は最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 ・精神障害である者で、転倒の危険があるとみとめられる者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	3 年	12,160
歩行補助杖	下肢若しくは体幹機能に障害を有する者	T 字状・棒状の一本杖(補装具として給付されるものを除く。) A 木材 B 軽金属	3 年	A 2,200 円 B 3,000 円
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(原則として 3 歳以上)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	60,000
特殊便器	在宅であって、上肢障害 2 級以上。知的障害の程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排泄後の処理が困難な者(原則としてそれぞれ学齢児以上)	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	151,200
火災警報器	障害等級 2 級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8 年	15,500

別表「日常生活用具」

	自動消火器	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700
	電磁調理器	在宅であって、視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	在宅であって、視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年	7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	87,400
	浴槽	在宅であって、下肢又は体幹機能障害若しくは視覚障害2級以上、あるいは、じん臓、又は呼吸機能障害3級以上の者	重度身体障害者が容易に使用し得る洋式浴槽又はこれに準ずるもので、実用水量150ℓ以上の浴槽。	10年	浴槽
	湯沸器		浴槽の性能等に応じたもので、安全性について配慮された湯沸器		湯沸器 58,300 50,000 湯沸器を含む浴槽の場合 91,000
在宅療養等支援用具	透析液加温器	在宅であって、腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者(原則として3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500
	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者(原則として学齢児以上)	障害者(児)が容易に使用し得るもの。	5年	36,000
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者(原則として学齢児以上)	障害者(児)が容易に使用し得るもの。	5年	56,400
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害を有する身体障害者(児)であって医療保険における在宅酸素療法を行うか若しくは人工呼吸器を常時必要とする者、又は同程度の障害	指先等に光を照射することにより非侵襲的に動脈血中の酸素飽和度を測定できるものであって、容易に使用し得るもの。	6年	42,000

別表「日常生活用具」

		を有する重度の重複障害者(児)等であって必要と認められる者			
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行うもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの。	10年	17,000
	視覚障害者用体温計(音声式)	在宅であって、視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。原則として学齢児以上)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	5年	9,000
	視覚障害者用体重計	在宅であって、視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	5年	18,000
	音声式血圧計	在宅であって、視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	5年	15,000
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの。	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5年	98,800
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上(原則として学齢児以上)	パーソナルコンピュータを使用するにあたり、障害特性に応じて必要となる周辺機器やアプリケーションソフト	5年	100,000
	視覚障害者用物品識別装置	視覚障害2級以上	触覚だけでは識別できない類似した形状の物品を、音声等により識別を可能にする機能を有し、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	20,000
	色柄音声認識装置	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。原則として学齢児以上)	色柄を知りたい物の上にあて、音声により色柄を伝えることができるもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	100,000
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500

別表「日常生活用具」

	(児)であって、必要と認められる者(原則として学齢児以上)			
点字器	主に、点字によってコミュニケーションを行う視覚障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	7年	10,400
点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。(原則として学齢児以上))	障害者(児)が容易に使用し得るもの。	5年	63,100
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上(原則として学齢児以上)	① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式等による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。(録音再生機)	6年	①85,000
		② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式等により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。(再生専用機)		②35,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置	在宅であって、視覚障害2級以上(原則として学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	6年	99,800
視覚障害者用拡大読書器	在宅であって、視覚障害2級以上(原則として学齢児以上)	画像入力装置を印刷物等の上に置くことにより簡単に拡大画像(文字等)をモニターに写し出せるもの。(音声信号に変換して出力する機能を有するものを含む。ただし、活字文	8年	198,000

別表「日常生活用具」

			書読上げ装置を支給されている場合を除く。)		
視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。(原則として学齢児以上)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	10 年	食読式 10,300 音声 13,300	
視覚障害者用ワー ドプロセッサ (共同利用)	視覚障害 2 級以上(原則として学齢児以上)	編集後、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字に変換が可能で、点字プリンターとの連動により点字文章の作成及び音声ができるもの。	—	1,030,000	
視覚障害者用地デ ジ対応ラジオ	視覚障害 2 級以上(原則として学齢児以上)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	5 年	29,000	
聴覚障害者用通信 装置	在宅であつて、聴覚障害者(児)又は発声・発語に著しい障害を有する者であり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(原則として学齢児以上)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に使用できるもの。	5 年	71,000	
聴覚障害者用情報 受信装置	聴覚障害者(児)であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	6 年	88,900	
人工喉頭	音声・言語機能障害者(児)であつて、喉頭摘出を行った者	① 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。(笛式)(気管カニューレ付きとした場合は、3,100 円増しとする)	4 年	①5,000	
		② 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き	5 年	②70,100	

別表「日常生活用具」

			構音化するもの。(電動式)(価格には電池及び充電器を含む)		
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者(児)	点字により作成された図書。	なし	年間6タイトル又は24巻
排泄管理支援用具	ストマ用装具	ぼうこう又は直腸機能障害者(児)であって、ストマ造設者	ストマ装具などの排泄管理を支援する衛生用品で、障害者(児)が安易に使用し得るもの。(価格には1ヶ所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む)	—	蓄便袋 8,858(1ヶ月) 蓄尿袋 11,639(1ヶ月) 洗腸装具 12,000(6ヶ月)
	紙おむつ等	3歳以上の身体障害者(児)であって、次のいずれかに該当し、紙おむつ等の用具類を必要とする者 ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマの装具を装着することができない者 イ 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のあるもの及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 ウ 脳原性運動機能障害等により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者、その他紙おむつ等の用具が必要と認められる者	紙おむつ。 サラン、ガーゼ、脱脂綿。	—	12,000(1ヶ月)
	収尿器	ぼうこう機能障害者(児)であって、高度の排尿機能障害のある者	(男性用)採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製。 A 普通型 B 簡易型 (女性用)	1年	A 7,700円 B 5,700円 A 8,500円 B 5,900円

別表「日常生活用具」

			A 普通型 耐久性ゴム製尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付		簡易型は採尿袋20枚を1組とする
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者(学齢児以上の児童を含む)であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	障害者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	給付は原則1回	200,000
情報・意志疎通支援用具(貸与分)	福祉電話	難聴者又は外出困難で身体上の障害程度が2級以上の障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	—	新規設置 83,300 回線切替のみ 2,000
	ファックス	聴覚又は音声・言語機能に障害を有する障害程度が3級のものであってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	—	7,700